

蕪崎市告示第11号

蕪崎市市民活動補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、蕪崎市（第3条において「市」という。）が、本市を拠点として行われる市民活動中の事故によって生じた損害を補償するための蕪崎市市民活動補償制度（以下「補償制度」という。）を実施することにより、市民活動の促進を図り、もって地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 本市を活動の拠点とし、市民活動を目的に自主的に構成された団体をいう。
- (2) 市民活動 市民活動団体が無報酬（実費弁償の場合を含む。）で行う地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等の公益性のある継続的かつ計画的な活動で、別表に掲げるものをいう。ただし、海外における活動、学校管理下における児童若しくは生徒の活動、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動を除く。
- (3) 指導者等 市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者並びにこれに準ずる者又は市民活動の実践に責任を負う者をいう。
- (4) 市民活動者 市民活動に直接参加する者をいう。ただし、指導者等、施設の単なる利用者及び自発性のない者（乳児、幼児等）を除く。

(保険契約)

第3条 市は、補償制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

(対象事故)

第4条 補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故 市民活動団体又は指導者等が、市民活動中の過失により市民活動者又は第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償責任を除く。）を負うもので、次のものをいう。

ア 身体賠償事故 他人の生命又は身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 財物賠償事故 他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 保管物賠償事故 他者から預かり、管理責任を負う保管物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故 市民活動中（指導者等が定めた集合、出発又は解散の場所と指導者等又は市民活動者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は熱中症、細菌性食中毒若しくはウイルス性食中毒により、指導者等又は市民活動者が死亡又は負傷した事故をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故は、補償制度による補償の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故のうち次のいずれかに該当する事故

ア 市民活動団体、指導者等又はその代理者の故意による事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故

ウ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故

エ 市民活動団体又は指導者等が占有し、使用し、又は管理する車両による事故

オ 動物による事故

カ 施設の改築、改造又は修理等の工事による事故

(2) 傷害事故のうち次のいずれかに該当する事故

ア 指導者等又は市民活動者の故意による事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議又は騒じょうによる事故

- ウ 地震、噴火、津波、洪水等の天災による事故
 - エ 指導者等又は市民活動者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
 - オ 指導者等又は市民活動者の自殺、犯罪又は闘争行為による事故
 - カ 他覚症状のないむちうち症又は腰痛
- (3) 前2号に定めるもののほか、第3条に規定する保険契約に係る保険約款及び特約条項（以下「保険約款等」という。）において免責とされる事故（損害賠償責任事故の補償内容）

第6条 損害賠償責任事故の補償内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の損害賠償金
- (2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用
- (3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、保険会社の承認を得て支出したもの
- (4) 保険会社に協力するために支出した費用（損害賠償責任事故のてん補限度額）

第7条 損害賠償責任事故のてん補額は、1事故につき、それぞれ5,000円を超える部分につき、次に掲げる額を限度額（以下「支払限度額」という。）とする。

- (1) 身体賠償事故は、1名につき1億円、1事故につき5億円とする。
- (2) 財物賠償事故は、1事故につき1,000万円とする。
- (3) 保管物賠償事故は、500万円を保険契約期間中の支払限度額とする。（傷害事故の死亡補償金）

第8条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡補償金300万円を支払うものとする。

（傷害事故の後遺障害補償金）

第9条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は、一時金とし、その額は300万円に障害の区分に応じ

て保険約款等に定める割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故の入院、通院及び手術補償金)

第10条 指導者等又は市民活動者が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失又は減少をきたしたときは、その者に対し、入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院又は通院した日数に応じて、入院補償金にあつては事故のあった日から180日を限度とし1日につき3,000円、通院補償金にあつては事故のあった日から180日までの間において90日を限度とし1日につき2,000円を支払うものとする。

3 手術補償金については、入院補償金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときに、入院補償金の日額に保険約款等に定める割合を乗じて得た額を支払うものとする。

(事故報告)

第11条 市民活動団体、指導者等又は市民活動者は、市民活動中に事故が発生し、補償制度の適用を受けようとするときは、速やかに、蕪崎市市民活動補償制度事故報告書(別記様式。次項において「報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、報告書を受理した場合は、当該事故が補償制度の対象であるか否かを調査し、対象と認めるときは、速やかに報告書を保険会社に提出するものとする。

(補償金の請求)

第12条 損害賠償責任事故による賠償金は、市民活動団体又は指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、市民活動団体又は指導者等が請求書に必要な書類を添えて、市長に請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては指導者等又は市民活動者が所定の請求書に必要な書類を添えて、市長に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償金に係る補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は、入院又は通院を終えた後に行うものとする。

(補償金の支払)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補償金及び賠償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社は、市長が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

第14条 市長は、前条の規定により保険会社から保険金の支払があった後、当該請求者に保険金を支払うものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めのない事項は、保険契約に係る保険約款等の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

活動の種類	対象となる主な活動
保健、福祉、環境等の活動	障害者福祉施設等への援護活動、老人又は障がい者（障がい児を含む。）等への援護活動、清掃活動、資源回収活動、リサイクル活動、公共的団体が行う募金活動、地域防災活動、交通安全活動、地域保健衛生活動その他これらに類する活動
スポーツ、文化等の活動	スポーツ活動（山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセーリング、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険度が高い運動を除く。）の指導（市民活動者を除く。）、文化活動又は生涯学習活動の指導その他これらに類する活動
その他地域活動	地域住民組織（自治会等をいう。）の運営、地域施設の運営、地域会議等の運営、学校内の自主的な活動（学校管理下における活動を除く。）その他これ

	らに類する活動
その他市長が対象と認める活動	